

概要

公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合においては、固定資産税・都市計画税額の3分の1を減額する。本特例措置は、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、障害の有無に関わらず共に文化芸術活動ができる環境の醸成を牽引し、共生社会の実現を図ることを目的とする。

【令和8年3月31日まで延長（2年間）】

【特例内容】

固定資産税・都市計画税・・・1 / 3 減額（改修工事完了の翌年から2年間）

※ただし、【固定資産税・都市計画税】と【改修工事費の5/100】を比較して小さい方の額の1/3が減額となります。

【特例要件】

- ① **実演芸術の公演の用に供する施設**である旨の証明があること。（文部科学大臣の証明）
 - ・実演芸術の公演と鑑賞のための設備（舞台及び客席等）を備えていること。
 - ・実演芸術に関する事業を実施している日が、施設の実使用日中、過半数を占めていること。
- ② 高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上を目的とした**改修工事**であること。
 - ・新築ではなく、修繕又は模様替等の改修であること。
- ③ ②の改修工事が**建築物移動等円滑化誘導基準に適合**している旨の証明があること。（市町村長の証明）
- ④ ②の**改修工事が完了した日から3月以内に**、①及び③の証明を含め、**所在市町村に申告書の提出**をすること。



特例内容

<建築物移動等円滑化誘導基準>

建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

- ・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅
- ・車いす使用者用のトイレが必要階にある など

※建築物特定施設

出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内通路、駐車場 など



ぜひご活用
ください！
ご連絡お待ちしております！



※本税制は平成30年度から創設されたもので、令和7年度まで継続して活用できることとしております。

（案 内）文化庁HP：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/chiiki/1406376.html>

（問合せ先）文化庁参事官（芸術文化担当）付劇場・音楽堂係 TEL：03-5253-4111（内線3143）e-mail：b-sisetu@mext.go.jp